

伊丹市立小学校自由プール事業実施要領

趣旨

この事業実施要領は、伊丹市立小学校自由プール事業（以下「自由プール事業」という。）の実施に関し、「伊丹市立小学校自由プール事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

事業実施の役割分担

この事業は、利用者である児童の安全管理を最優先とするため、主催者の伊丹市教育委員会と事業を委託された各小学校自由プール運営委員会（以下「運営委員会」という。）、施設管理者である各小学校が協力して行うものとする。

【関係機関と主な役割】

伊丹市教育委員会	運営委員会	各小学校
<ul style="list-style-type: none">自由プール事業の全体管理運営委員会への予算措置事業保険の加入自由プール事業に関する基準等の制定大学等諸団体との連絡調整安全講習会の実施	<ul style="list-style-type: none">自由プール事業の運営実施計画の立案運営監視員等の確保、業務内容の徹底運営に関する業務の実施安全講習会の実施	<ul style="list-style-type: none">運営委員会への管理職の参加支援を要する児童の参加に関する協議事故発生時の対応自由プール事業に伴う管理（衛生管理・施設管理）

1 伊丹市教育委員会の役割

(1) 自由プール事業の全体管理

運営委員会に事業を委託し、事業全体を管理する。

(2) 運営委員会への予算措置

運営委員会の計画を承認し、事業予算を配分する。

(3) 事業保険の加入

事業関係者が加入する保険を教育委員会で加入する。

(4) 自由プール事業に関する基準等の制定

自由プール事業に係る基準等は、伊丹市教育委員会で制定を行う。

(5) 大学等諸団体との連絡調整

自由プール事業協力団体と連絡調整を行う。

(6) 安全講習会の実施

2 運営委員会の構成

- ・学校運営協議会、SC21、PTA など各学校の状況に応じて構成する。
学校は管理職が運営委員会に参加する。

3 運営委員会の役割

- (1) 自由プール事業の計画立案
- (2) 監視員の確保及び業務内容の周知徹底
- (3) 運営に関する業務の実施
 - ア 安全の監視と事故防止
 - イ 利用者の受付、更衣案内等
 - ウ 終了時間の厳守、施錠
 - エ シャワー、脱衣場、足洗槽、洗眼装置、便所等の附属設備の清掃、消毒等
 - オ 緊急時の体制を整備（緊急時に適切に用具を使用できるように、学校等が連携）
 - カ 事故発生の場合の応急処置及び教育委員会、学校、警察等関係機関への通報
 - キ 学校と協議のもと、水温、気温、天候など諸条件を考慮し、当日の開催可否の決定
 - ク プール日誌等への必要事項の記入及び、教育委員会への報告
 - ケ 業務終了後の書類の作成及び、教育委員会への提出
- (4) 安全講習会の実施

4 各小学校の役割

- (1) 支援を要する児童の参加について
 - 特別な支援を要する児童の参加にあたっては、事前に十分にその参加方法について協議することとし、保護者が付き添うことを原則とする。
- (2) 事故発生の際における応急処置と教育委員会への通報を行う
 - 職員室には管理職が待機し、不測の事態に際しては迅速かつ適切な対応を行う。
- (3) 衛生管理
 - ・浄化装置の保守点検と安全運転に必要な作業
 - ・給排水、補水に関すること。
 - ・汚染度の確認に関すること。
 - ・残留塩素を適正值に保つよう留意すること。
- (4) 施設管理
 - ア 事業実施時におけるプール排水溝の蓋等プール設備の安全点検
 - イ 施設管理上次の場合は利用を規制する。
 - ① 学校教育上支障があるとき
 - ② 施設設備を損傷する恐れがあるとき

5 自由プール事業参加に当たっての保護者の責任

- (1) 子どもを自由プール事業に参加させる責任は保護者にある。
 - ア 学校で遊泳を禁止されている児童は参加させない（感染症等）
 - イ 体調が悪い場合は参加させない。
 - ウ 監視員の指導に従わないときは遊泳ができない。
 - エ プールや更衣室等で他の人に迷惑をかけない。
 - オ イからエのような事情で途中帰宅するような場合は、保護者の責任で対応する。
 - カ 学校までの行き帰りについて安全を十分に指導する。

6 運営委員会の委託料

- (1) 委託料については、利用計画を各運営委員会より提出後、承認を受けたものについて1校につき、下記表に定めた委託料を支払うこととする。

自由プール事業委託料		179,000 円
	1校あたり運営経費※1	59,000 円
	1校あたり日当※2	120,000 円

※1 自由プール事業運営に関する消耗品・講習会受講経費（交通費など）

※2 受付・案内・清掃等業務に係る日当とする。

120,000 円（1回限度額 3,000 円×4名×10回に相当する。）

施設や利用者の状況に応じて人数を増やして対応する場合、予算の範囲内で適宜調整が可能。

7 その他

- (1) 実施期間 夏季休業日の初日から8月第2週の金曜日まで（土曜日・日曜日及び祝日は除く。）の期間内で、運営委員会が定めた日とする。
- (2) 実施時間 9時30分～11時30分、13時30分～15時30分（原則）
- (3) 監視体制 4名以上